

「農業経済特区」提案

2013年8月

農業生産法人・(有)新鮮組

1、理念

農業の体質改善、すなわち農協依存体質からの脱却を目標とする。

こうした方向の試みとして、「六次産業化」がある。しかし、従来の「六次産業化」では、農業者は流通業者・加工業者に原材料を提供する役割にとどまりがちだった。これでは、農業者自らの利益は限定的になり、農業の衰退は止められない。

このため、原材料を卸す役割にとどまらず、「自らの手で農産物の付加価値を高め、稼ぐ農業」の実現を目指す。

2、具体プラン

(1) 事業内容

原材料そのものではなく、地域の資源・特性とつなぎあわせ、付加価値を高めた商品・サービスとして提供する事業を進める。

- ・農地内に観光農園、農園レストランなどの設置
- ・地域の特産品を活かした「故郷弁当」の製造・販売 など

こうした事業を、個人農家レベルではなく、企業的規模の農業生産法人のもとで推進し、ノウハウの蓄積、事業インフラの共有、強力な流通ルートの確立などを実現する。

「故郷弁当」は、世界に輸出する商品とすることを目指す。

(2) 場所

当面は、愛知、秋田、沖縄

3、特区内での特例措置

上記事業を実施するため、以下の特例措置を講ずる。

(1) 企業的規模の農業生産法人を実現するための措置

① 農業生産法人要件（公開株式会社の排除など）の緩和

→ 上場を目指す農業生産法人を認める。

② 中小企業信用保証制度の農業への適用拡大

→ 農協からだけでなく、一般の金融機関からの資金調達を可能にする。

(2) 農地利用規制の特例

- ・ 農園レストラン、加工施設、事務所など、農業の六次産業化に資する施設は、農地内の設置を認める。(加工・販売施設については、現行制度下でも認められているが、農業者が自ら設置した農産物を5割以上使用することが要件とされ、近隣農業者との連携は制約されているため、要件緩和が必要。)
- ・ 特区内での農地の利用・権利移動等に関わる権限は、農業委員会から「特区本部」に移譲する。

(3) 食品関連規制の円滑化

- ・ 食品衛生規制などの各種手続きが、往々にして新たな事業展開の障壁となることにかんがみ、「特区本部」に一元的な窓口を設けて処理する。

4、日本経済再生に向けた効果

農業・食品産業、六次産業の成長に資する。

5、資料の公開について

ヒアリングの機会をいただける場合、それまでにさらに補足修正する可能性がありますので、それまでの間は非公開としていただければと思います。

【連絡先】

(有)新鮮組

愛知県田原市赤石 6-38

電話 : 0531-22-0828

FAX : 0531-23-2261